

## 県庁舎映像情報システムの借入れに係る仕様書(案)に対する意見等の招請について

### 1 意見招請の趣旨

県庁舎映像情報システムについては、令和4年9月末に更新時期を迎えることから、システム更改について検討を進めています。

つきましては、次期システムを調達するための仕様書等作成の参考とするため、仕様書(案)に対する意見等を招請します。

### 2 システムの概要

現行の県庁舎映像情報システムは、来庁者への情報提供及び職員の情報共有を目的として平成12年度から運用していますが、平成28年度に機器のデジタル化を行うとともに、職員向けの館内CATV機能の簡素化を行いました。

今回、システムの更新を検討するに当たり、必要機能の見直し(編集装置、取材装置の廃止)等を行うことで、本システムの更なる簡素化を図ろうとするものです。

### 3 貸与資料

貸与資料を希望する事業者は、誓約書(別紙様式)を提出いただく必要があります。なお、貸与資料は、令和4年5月31日(火)までに返却してください。

- (1) 誓約書の提出場所 下記5(3)に同じ。
- (2) 誓約書の提出期限 令和4年3月25日(金)17時00分  
(郵便又は信書便の場合は必着のこと。)
- (3) 貸与期間 令和4年3月16日(水)から令和4年5月31日(火)まで
- (4) 貸与資料 県庁舎映像情報システムの調達に係る仕様書(案)

### 4 現地確認

現行機器の設置場所等の現地確認を希望する事業者は、誓約書提出時にその旨を申し出てください。なお、現地確認の日時については、別途調整させていただきます。

### 5 意見等の提出方法

- (1) 提出方法  
原則として、電子媒体に保存された提出資料(各1部)を(3)の提出先に直接持参するか、郵便又は信書便で提出してください。
- (2) 提出期限  
令和4年4月8日(金)17時00分(郵便又は信書便の場合は必着のこと。)
- (3) 提出先  
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号  
香川県政策部デジタル戦略総室情報システム課 総務・企画グループ  
電話 087-832-3141

## 6 提出資料

No.	提出物名称	提出形態
1	意見提出（鑑）	電子媒体（CD-ROM） （資料の貸与時に様式（ファイル）を提供します。）
2	回答票（様式1～4）	電子媒体（CD-ROM） （資料の貸与時に様式（ファイル）を提供します。）
3	補足資料	原則として電子媒体（CD-ROM）

※ No.3の補足資料については、回答票等の記載内容の補足説明、カタログ、その他参考資料等を、必要に応じて提出してください。

## 7 回答票の記入要領

回答票ファイル（Microsoft Excel 形式）は、複数のシートで構成されています。以下の内容に留意し、各シートに記入してください。また、ファイル名に貴社の商号又は名称（略称可能）を付加してください。

### (1) 「機器構成一覧表」シート

(1)の機器構成図に記載されたハードウェア及びソフトウェアについて、メーカー名、型式名、価格（消費税及び地方消費税を除いた額）等を記入してください。

※各ハードウェア及びソフトウェアについては、当該仕様を確認できるカタログ等を添付してください。

※ソフトウェアについては、詳細なエディション名、バージョン、ライセンス形態等を記入してください。

### (3) 「機器性能条件適合」シート

貸与資料を参照し、「適合」欄に下表の適合内容に該当する記号を記入してください。

適合内容	記号
ハードウェア又はソフトウェアで仕様を満たしている場合	○
〃 で仕様を一部満たしていない場合	▲
〃 で仕様を満たしていない場合	×

なお、仕様を「一部満たしていない」又は「満たしていない」場合（「適合」欄の回答が「▲」又は「×」）は、「備考」欄に一部満たしていない仕様又は代替案等を記入してください。

### (4) 「費用見積」シート

ハードウェア費用、ソフトウェア費用、導入費用、保守サービス費用、その他費用等について、価格（消費税及び地方消費税の額を除いた金額）等を記入してください。

### (5) 「意見票」シート

仕様書(案)に対する意見又は提案がある場合に、記入してください。

## 8 その他

- (1) この県庁舎映像情報システムの調達を検討中のものであり、中止又は内容を変更することがあります。
- (2) 貸与資料の内容は検討途中のものです。
- (3) 意見等（付属資料を含む。）の作成及び提出にかかる経費は、提出者の負担とします。
- (4) 提出された意見等（付属資料を含む。）は、一切返却しません。
- (5) 提出された意見等（付属資料を含む。）は、本県において、調達仕様書等を検討する際の参考とするため、本県の組織内で複製及び配布するものとします。
- (6) 提出された意見等（付属資料を含む。）について、後日、ヒアリング又は追加の資料提出等をお願いする場合があります。